

## 令和6年度第1回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

○ 課長補佐  
開会の宣言

あいさつ

## ○ 健康福祉部長

本日は、大変お忙しい中、また台風の悪天候の中、お集りいただきましてありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から本市の国保の事業に対しまして、ご尽力をいただき、また本会の運営に関しましてもご理解ご協力を賜っていることに、重ねて感謝を申し上げます。

昨年度皆様から様々な意見をいただき、ご協議いただきました第3期データヘルス計画がこの3月に完成しております。この計画は、国保の健診・医療といった様々なデータに基づく健康づくりの指針であるとともに、国保の運営に直結する医療費の適正化を図る上でも非常に重要な計画でもあります。既に今年度からスタートしておりますが、より実効性のあるものとして取り組んでまいりたいと考えております。

また、長野県においても、この3月に県の国保運営方針が策定され、令和12年度を目途に、県内の保険料水準の統一を進めるという方針が示されております。この統一に向けましては、国保税の収納率、また、先ほどご紹介させていただいたデータヘルスの中にもあります。特定健診、保健指導の受診率の向上が求められているところであり、本市としても重点的に取り組む喫緊の課題として捉え、日々の取組みを成果に繋げていく所存でございます。

本日は、令和5年度の国保特別会計決算及びデータヘルス計画を含めました保健事業、また12月に予定されている保険証廃止等の制度改正についてご報告をさせていただき予定となっております。

皆様からご意見を頂戴し、活発な協議となることをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## ○ 会 長

皆さんこんにちは。本日は大変ご多忙の中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいま部長からもお話がありましたとおり、本日は3件の報告事項がございまして、それについての審査、また今後控えております保険証の廃止についての

報告があると伺っております。被保険者が安心して医療を受けられるようにしていくことが重要だと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

本日もよろしくお願いいたします。

○ 課長補佐

それでは関係機関の異動に伴い、委員の交代がありましたので、お手元の次第の委員名簿でご確認をいただきたいと思っております。名簿の右端に新と表示される方について今回交代となっております。新たに委員となられた方からご挨拶をお願いします。

○ 新委員あいさつ

○ 課長補佐

本協議会の会長職務代理でした丸山 貴史委員（松本市社会福祉協議会 常務理事）がこの度退任されたため、新たに会長職務代理を選任したいと思っております。運営協議会の会長職務代理の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項により、公益代表委員の中から、選出することと定められております。

選出方法については、事務局で腹案を申しあげたいと思っておりますがいかがでしょうか。

では、保険課長から事務局案を申しあげます。

○ 保険課長

それでは事務局案を申しあげます。松本市社会福祉協議会常務理事の村山委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか

— 異議なし —

○ 課長補佐

ありがとうございます。皆様から了承を得られましたので、会長職務代理を村山委員にお願いしたいと思っております。村山委員は会長職務代理席へご移動をお願いいたします。では、村山委員一言ご挨拶いただければと思います。

○ 会長職務代理者

お疲れ様でございます。会長職務代理者に選出されました松本市社会福祉協議会常務理事の村山 修と申します。この協議会におかれましては素人であり、あまり知識がございませんが精一杯できたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 課長補佐

それでは、ただいまから、議事に入りたいと思っております。会議の議長は、松本市

国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、会長が務めることになっております。澤地会長、議事進行よろしくお願いいたします。

○ 会長

はい。それでは議事に入りたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会議に先立ちましてお諮りいたしますが、報道関係等からの取材の申し出がありますが了承してよろしいでしょうか。

— 異議なし —

異議がないと思われますので傍聴者の入場を許可したいと思っております。

続きまして、本日は19名の委員の皆様にご出席いただいております。過半数を超えておりますので、規則5条第1項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

報告事項第1号「令和5年度国民健康保険特別会計決算状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○ 保険課長

— 説明 —

(報告第1号 令和5年度国民健康保険特別会計決算状況について)

○ 会長

ありがとうございました。それではご意見等あればご発言をお願いいたします。特段ございませんか。意見等ないようですので、報告第1号は承認としたいと思います。続きまして報告第2号「保健事業について」事務局から説明をお願いいたします。

○ 保険課保健師

— 説明 —

(報告第2号 保健事業について)

○ 会長

ただいまの説明に対し、ご意見ご質問等ございましたら挙手にてお願いします。

○ A委員

データヘルスについては、市役所も頑張っていると思います。ただ、特定健診受診率がなかなか上がらない、逆にコロナ禍前にも届いていない。今下がっているような状況でございまして、このまま下がり続けるとやっぱり健診結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用したPDCAサークルを回すということも難しい状況になっております。市としても広報だとか、様々なメディアを通して宣伝していただいているのですが、市民に伝わっていないと思います。

医師会の方でも、薬剤師会と糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組んでいますがなかなか効果が出てこない状況です。

何か別にいい方策があるといいのですが、やっぱり皆さんに周知をしていただくというのが一番重要なことと思います。我々も協力いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

○ 健康づくり課 係長

コロナ禍以降、受診率がなかなか上がらないということで、いろいろな策を試みているところでございますが、今年度は新たに未受診の内訳を確認しまして、未受診の方が全体の約6割で、未受診の内のさらに6割は既に何らかの生活習慣病で定期受診をしていることがわかりました。

残る4割は定期受診を受けていない、又は生活習慣病に関するレセプトもないとのことでしたので、こちらの方は、地区担当の職員を中心に働きかけや強化を図っていきたいところでございます。

生活習慣病で既に受診している方に対しては、医療機関で特定健診の受診をするか、検査結果書のご提出をもってみなし健診とできるような取組みをこれまでもお願いしていましたが、さらに医師会様を通じて先生方にご協力をお願いしていきたいと思います。

また、今年度、新たに国保データベースシステムを全保健センターに配置し、健診・医療等の受診状況を分析し、地区の課題に応じて取り組んでいきたいと思っております。

○ B委員

いま、非常に興味ある回答がありましたので、あえてお尋ねというか、お願いしたいこととして、市で行われる特定健診を受けたほうがいいという方で医療機関を受診している方は、コントロールができています。

先ほどレセプトから全く受診してない人の割合というのを出示されました。この割合が年々少なくなっているようであるならば、特定健診の受診者が増えなくても、市民に対する効果は上がってきているのではないかなという気がします。

例えばこの1年間で医療機関を未受診の方がどのくらいいるのか、割合はどうか、国保だけでも結構ですので調べていただいて、年々どういう割合になっていくのか、注意勧告等はどちらかといえばそういう人たちを中心にやればより効果的だと思います。ぜひその未受診の方がどういう傾向になるのか。歯科の方も調べていただければ、ぜひお願いしたいと思います。

○ 健康づくり課 係長

ありがとうございます。今年度初めて統計を出したところなので、さらに分析を進めてご報告できるようにしたいと思います。

○ C委員

資料の中にお薬のことが書いてあるので、少しだけ申しあげたいと思います。まず、12ページ(6)のジェネリックについてですが、全国的にだいたい似たような数字になると思いますが、ジェネリックを使う方が一般的になってきたと思います。

あくまで個人的な意見ですが、ジェネリックは人それぞれ好き嫌いがありますので好みをえばいいと思いますが、今年の10月から国の政策でジェネリックが使えるものに対して先発医薬品の処方希望される場合、自己負担額が少し増えるといった制度が施行されるという事を知らない人がいるということです。薬局の窓口でも十分説明はしております。ジェネリックに関しては時々苦情を言われる人も中にはいらっしゃいますので、ソフトに説明していきたいと思っています。

それと(5)の多剤投与ですが、この後報告いただくマイナ保険証に関しても通じることだと思いますが、薬局で仕事しているとお薬手帳については、患者さんの情報がわかるのでどうしても確認したいところですが、一定数やはり持ってこられなかったり、見られたくないという気持ちもあるのではないかと思います。同効果のお薬や、全く同じお薬を、お医者さんに言えないからと服薬している方がすごくいます。

多剤に関しては服薬事故が防げることもあり、お薬手帳が重要になってきます。そんな中で、手間なく全部解決しちゃうのがマイナ保険証だと思います。マイナ保険証の登録をしていただき、受診して何月何日に違う薬局でこの薬を処方されたというのがわかってすごく役立ちます。

時間はかかるかもしれませんが、マイナ保険証の利用が広がれば現場としてはありがたいです。ただこれも好き嫌いあると思うので、好きなものを使えばいいと思います。ネガティブなこともあります。メリットもすごくあるということを申しあげておきます。よろしくをお願いします。

○ 保険課長

ご意見ありがとうございます。ジェネリックの先発品の取り扱いについては私も承知しておりませんでしたので、次回はぜひ周知させていただければと思います。マイナ保険証についてはまた後ほど説明いたします。

A委員からご指摘のありました糖尿病性腎症重症化予防事業の関係ですが、広がりが少ないということで、医師会、薬剤師会の先生方に協力いただきながら行っておりますが、昨年度からは、申し込みの時期を限らないという形で、一年中受けられる改正を行い、参加される方の拡大に努めているところです。

○ 会長

よろしいですか。その他ございますか。ないようですので、報告第2号につきましては、報告を受けたとしたいと思います。

続きまして報告第3号 「制度改正について」を議題といたします。事務局か

ら説明をお願いいたします。

- 保険課長、保険税担当課長  
－説明－  
(報告第3号 制度改正について)

- 会長  
はい、ありがとうございます。こちらについてご意見質問等ございましたら、挙手にてお願いします。

- D委員  
マイナ保険証というか、マイナンバーカードを申請していない人が約12%あるわけですね。私もその1人ですが、これはあくまでも任意ですので。いろいろな宣伝を見てもマイナ保険証ではなくて、マイナンバーカードを持たなければいけないという宣伝がされている。あくまでも任意なので自分の意思でカードを持たない人がいるわけですね。持つ意思がないということ。そのような人たちが、保険診療を受けるときに、マイナンバーカードは当然ないので、職権でこの資格確認書を交付するとありますね。政府の方針により職権で交付することになりますよね。要するにマイナンバーカードを持たない、あるいは資格確認書も持たない無保険者が存在するのではないのかと、ものすごく心配しているわけです。  
マイナンバーカードを持つことが基本だっという表現はちょっと誤解を受けるのではというのが一点と、それから資格確認書の部分については、政府の方針で最長5年間有効となっているけど、松本市は、資格確認証の交付についてどのようなスタンスでいるのか。現在は毎年更新していると思うけど、更新は1年間の有効期限なのか、5年間でやるのかお聞きしたい。

- 保険課長  
マイナンバーカード自体は委員が仰られるように、あくまで取得は任意という想定であります。私共としましては、医療を継続的に安心して受けていただくことが役割だと思っています。今回の健康保険証がなくなることで、国が政策として決めているマイナ保険証に移行することが基本だと思いますが、実際にマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証は使いたくないという方のために、資格確認書を交付するようになります。

資格確認書で受診ができることも併せて市としては周知し、マイナ保険証が使いになれない方も安心して医療を受けていただけるように不安感を解消していくことが、努めと思っております。

2点目ですが、今のところ松本市では、これまでと同じ方針で1年で更新することを想定しております。県内で国民健康保険証については、共通して発行しており、現在検討と調整を行っておりますが、資格確認書の有効期限については、社会保険も含めて最長5年ということですが、長野県内の国保は基本的には1年

ということになると思います。

○ 会長

その前に、無保険の方が出ることについては、いかがですか。

○ 保険課長

委員がおっしゃられたのはマイナ保険証が使えないということで、安心して保険医療を受けられないということが無保険と言っておられたと思いますが、国はプッシュ型で資格確認書をお送りするという制度設計になっています。

国の運用としては、当初申請していただくといっていました、今は変わってきていて、漏れがないように、行政の責任でお送りするようになっています。

いままで、松本市では、保険証を一括して全ての人に送ってきましたが、いろいろな人に、いろいろな対応をしていくことになるため、行政としても不安があります。いかに漏れのないように、対応するものをお送りしていくか、皆様に不安を感じさせないようにしていことが基本自治体の務めと思っています。

○ D委員

今の保険に加入し、住所があっても、実際そこに住んでいない方も一定数いるわけですね。そういう方々は、要するに保険証そのものを保持できないという方もいるわけです。現実それで今回の制度改正によってそういう方々のことを含めて無保険の人がかなり出るのではないかとということを心配していますので、指摘しました。

それから資格確認書は松本は有効期限は1年間で、その後は未定ということなんでしょうか。今のところ令和7年更新するときには、もう1年の有効期限で、その続きはどのようなのですか。厚生労働省は5年間有効としています。

○ 保険課長

ご意見として資格確認書の有効期限を5年間にということですか。

○ D委員

1年ごとでもいいのですが、5年間は今と同じように発行してほしいということですね。

○ 保険課長

国の通知をみると資格確認書については基本申請と記載がありますが、暫定的に申請を求めずに発行するということが書いてあります。将来的に5年ですとか、そこまでのことはわからないので、国が、今回マイナンバーカードをご自分で管理できないような方の問題やいろんな意見が出る中で認識していると思うので、いまこの時点で5年先までフォローできるか言える状況ではないと思っています。

○ D委員

私が言いたいのは、保険者の責任で、職権において加入者全員に保険証を交付しているでしょう。行政側に交付する義務があるわけです。今回はマイナ保険証も申請、資格確認書も将来申請になる。原則は申請ということは、申請しない人が無保険状態になるということです。要するに保険者が本来やらなくちゃいけないものが大きく後退するのではないかと思います。そういう設計で、医療にかかるパスポートとしての保険証の機能が担保されるのかどうなのかっていうことを心配しているわけです。具体的には申請しない人は、医療機関に関わる証明書がなくなる可能性があって、先ほども申しあげたが何も持たない市民が増えるのではないかということ、私はものすごく心配しているわけです。

繰り返し言っているだけの話であって、行政も法律の枠内にあることはわかりますが、医療にかかる権利が保障されるかどうかという基本的な問題に関わることなので、しつこく意見させてもらっています。以上です。

○ 会 長

その他ございますか。

○ E委員

マイナ保険証について、市民としての意見を聞いてもらいたい。私なりにマイナ保険証について考えてみたことですが、廃止についてなんですけど「廃止となります」と書いてあるだけで詳しく説明がないのは行政の怠慢じゃないかと思います。市民に対して、保険証が廃止になるのは、こんな理由があり、これからはマイナ保険証に移行していきたいということを政府は一言も言っていないのこのことについて、それを松本市としてはどういうふうに捉えているかということが一つと、マイナ保険証については、利用率の低さがあると思います。マイナ保険証の利用率を見ると、11%しか使用していない。それはなぜかということ現場の人たちにもっと考えてもらいたいです。

それともう一つこんな話を聞きました。ある病院にかかったら、受付でおばさんやおじさん、数人がずっと並んで、そしたら前の方がマイナ保険証を出して、数字を4桁打ち込むが3回やってできなくて、顔認証でも通らなかったと。受付の人が「保険証ありますか」と聞いたら無いという話を聞きました。12月に保険証の新規交付が廃止になった場合、相当の医療機関で受付事務に関わる方が、混乱するのではと私は心配しているわけです。そういう面においてはもっと柔軟に対応ができればいいと思います。

私もD委員と同じでマイナ保険証は作っていない。なぜかといえば、システムから個人情報が出れるのがこわい。市民の意見の中には確かに便利で、緊急時や救急車が来た場合にはマイナンバーカードを使えば、どこがどういう状態であることがわかると思いますので、すぐに対応ができるってことはあると思います。

でもそれは個人の自由であって、やはりプライバシーの侵害みたいなことが重

要な課題だと思います。

これから高齢者は確実に増えます。私も高齢者に近づいていますが、認知機能が衰えていくのは目に見えて明らかです。そんなことを考えると、マイナンバーカードだけでは、若い方はいいと思いますが、高齢者はパニックを起こすんじゃないかという心配をしています。

最後に私の意見として、税金を納めれば毎年市から保険証が送付されるということは素晴らしい制度でベストではないかと思っています。これから、市としてもあらゆる課題に対していろいろな取組みをしてほしいと思います。

○ 会 長

その他意見、質問はありますか。

○ A委員

保険医としては、マイナンバーカードを使わなければいけないという法律ができ、我々も非常に戸惑っています。ただ将来的なことを考えて、必要なことなのかなと思っております。12月から保険証が廃止になったとしてもその猶予期間として最長1年の期間を設け、じっくり制度に慣れていただくということ、それからメリットを理解していただくというようなことが必要だと思います。

これはあくまで国の制度ですが、市もマイナ保険証のメリット、デメリットをしっかりと周知していただくということが一番必要だと思います。制度上の中でやるということですので、今は混乱を受けるのかなと思いますが、国もいろいろと考えていると思うので今のところは見守ってあげるといような感じになるかと思っています。以上です。

○ 会 長

その他ございますか。私も認知機能が低下している高齢者の方の後見人を10人以上やっていますが、これがみんな申請になると大変だと思っています。今後制度がどうなっていくか慎重に見極めていく必要があります。それでは報告を受けたとしたいと思っています。本日の議題は以上です。その他有りますか。

○ A委員

ワクチンについて、少しだけお話しさせてください。いま、子宮頸がんワクチンのキャッチアップということで、9月末までに接種しないと国の補助金がなくなります。年間1万人が子宮頸がんになり、その中で約3千人が亡くなっております。ワクチンを接種すれば、これを全部防ぐことができるということで、お子さんは知らないの周知が必要です。また、ワクチンの接種率が日本は遅れている状況です。自費で受けると3回で10万円かかり、国が無料にしてくれています。県の医師会でもコマーシャルを打って子宮頸がんについての周知をしています。

それと今年から带状疱疹ワクチンも予防を、松本市で補助をだしていただいて

かなりの方が接種しています。带状疱疹になるとかなり医療費もかかるので予防が一番重要です。

10月からは、インフルエンザやコロナのワクチンの接種も始まります。市の補助もありますので、周知していただければと思います。

○ 会 長

その他ございますか。では事務局お願いします。

○ 課長補佐

ありがとうございました。それでは事務局からご連絡させていただきます。本運営協議会の委員の任期は3年となっております。皆様の任期は9月までということになっておりまして、これまで3年間税率改定等や事業も含めてご審議いただきまして本当にありがとうございました。今後、10月以降については改めて各団体等を通じて変更いただくこととなります。また引き続き、委員を務めいただく方もどうぞよろしくお願いいたします。

それから長野県主催の国保運営協議会員向けの研修が11月12日に安曇野市豊科で予定されております。こちらは別途ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから今年度2回目の運営協議会ですが、令和7年1月ということで予定しております。また詳細が決まりましたらお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

○ 会 長

ありがとうございました。その他ございますか。なければ以上をもちまして本日予定されていた内容は終了いたしました。皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

議事録署名人

会 長           澤地 雅弘          

会長代理           村山 修